

「暴風」「地震」等警報の取扱い

長栄保育園

1. 園児が登園前に農橋市(東三河南部)に「暴風」警報が発令されている場合

- (1) 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり保育を行う。
- (2) 午前6時～午前9時までに警報が解除された場合は、原則として警報解除1時間後より保育を開始するが、本園の実情に応じて適切な措置をとるものとする。
- (3) 午前9時以降に警報が解除された場合は、市役所保育課と協議し決定する。
* 原則的には~~当日は休園~~となりますが、保育が必要な方は、電話にて保育園に確認の上、保育園の指示に従って下さい。

上記のいずれにおいても、本園施設等に被害があり、保育の実施が困難のときは、当日及び施設等の安全確認がされるまでの間は休園とする。

2. 園児が登園後に農橋市(東三河南部)に「暴風」警報が発令された場合

- (1) 保護者にできるだけ早く迎えに来るよう依頼するものとする。
(速やかなお迎えが困難のときは、必ず保育園に連絡すること)
- (2) 保護者に連絡がとれない場合、または、やむを得ず迎えに来ることができない場合は、本園の最も安全な場所で保育するものとする。

原則、各保護者の方に連絡はしませんので、テレビ、ラジオ、インターネット等によって確認をしてください。(仕事場にもその旨お伝え下さい。)

長栄保育園保護者携帯電話用お知らせサイト

<http://www7a.biglobe.ne.jp/~chouei/i-mode.html>

3. 農橋市(東三河南部)に「大雨」「洪水」警報が発令されている場合については、本園の実状に応じて適切な判断のうえ措置すること。

4. 地震時の保育

- (1) 園児が登園前に「東海地震注意情報」が発表された場合は、当日以降の保育の実施又は行事を中止する。
- (2) 児童が登園後に「東海地震注意情報」が発表された場合は、保育の実施又は行事を直ちに中止し、保護者への速やかなお迎えを依頼するものとする。

上記のいずれにおいても、保育園は、当該警戒宣言に係る地震の発生又は警戒宣言が解除されるまでの間及び施設等の安全確認がされるまでの間は休園とする。